

箕輪町文化芸術大会出場者激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日頃の文化芸術活動の成果として全国規模以上の大会（以下「大会」という。）に出場する町民の榮譽を称え、地域に根ざした文化芸術の振興を図るため、これらの活動をする個人又は団体に予算の範囲内で激励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる文化芸術の範囲)

第2条 激励金の対象となる文化芸術の範囲は次のとおりとする。

- (1) 芸術 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
- (2) 伝統芸能 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎
- (3) 芸能 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱
- (4) 生活文化 茶道、華道、書道
- (5) 国民娯楽 囲碁、将棋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。ただし、前条第6号に規定する町長が適当と認めた個人又は団体は、この限りではない。

- (1) 町内に在住する者（この号において「対象町民」という。）又は町内に活動拠点を有し、対象町民が主体となって活動する団体
 - (2) 公的機関又は公的な団体等が主催する大会の予選会その他の選考を経て出場（出展を含む。以下同じ。）するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、激励金の対象としない。

- (1) 営利を目的として活動する個人又は団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする者

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 個人出場の場合 1人当たり 1万円
- (2) 団体出場の場合 1団体当たり 2万円

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする個人（その者が未成年である場合は、その者の保護者）又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、箕輪町文化芸術大会出場者激励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 出場する大会の要項等
- (2) 出場資格獲得を証明する書類（予選結果等）
- (3) 大会出場を証明する書類（大会申込書等）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の申請書は、大会出場決定後、速やかに提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に通知するものとする。

(激励金の返還)

第7条 町長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の返還を命ずることができる。

(1) 大会への出場を中止したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により激励金を受けたとき。

(実績報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに箕輪町文化芸術大会出場者激励金実績報告書(様式第2号)に大会結果報告書等を添付して、町長に提出しなければならない。